

議会運営委員会

令和2年8月28日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長 相馬 剛
委員 山形 紀弘
委員 田村 正宏
委員 眞壁 俊郎

副委員長 齊藤 誠之
委員 中里 康寛
委員 鈴木 伸彦
委員 玉野 宏

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長 吉成 伸一

副議長 松田 寛人

出席執行部

市長 渡辺 美知太郎
副市長 渡邊 和明
企画部長 小出 浩美
教育部長 小泉 聖一
総務課長補佐 菊地 直路

副市長 片桐 計幸
総務部長 石塚 昌章
産業観光部長 富山 芳男
総務課長 五十嵐 岳夫
行政係長 佐藤 吉将

出席議会事務局職員

事務局長 増田 健造
議事課長補佐
兼庶務係長 印南 恵子
主査 鎌田 栄治
主任 伊藤 奨理

議事課長 小平 裕二
議事調査係長 佐々木 玲男奈
主査 飯泉 祐司

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
 - ・委員長
 - ・議長

・市長

3. 協議事項

(1)令和2年第4回那須塩原市議会定例会について

①提出案件について

○市長提出案件…………… 37件

- ・補正予算案件 9件
- ・条例案件 8件
- ・契約案件 1件
- ・計画案件 1件
- ・その他案件 1件
- ・承認案件 1件
- ・決算認定案件 10件
- ・報告案件 6件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件…………… 4件

- ・条例案件 1件
- ・特別委員会の設置 1件
- ・意見書の提出 2件

(即決案件)

(追加案件)

②議案に対する質疑・討論について

③会派代表質問（通告会派3会派）について

④市政一般質問（通告者15人）について

⑤会期及び会期日程について

○会期は、9月4日（金）から 月 日（ ）までの 日間

○日程（別紙案）

(2)議会基本条例第11条に基づく計画等について

(3)宇都宮大学「地域プロジェクト演習」パートナーの応募について【取組No.19】

(4)議員定数の検討について【取組No.20】

(5)コロナ対策を踏まえた9月議会定例会の対応について

(6)意見書の提出について

(7)9月議会後の議会活動について

(8)その他

4. 閉会

開会 午前 9時51分

◎開会の宣告

○相馬委員長 それでは皆さん、おはようございます。

委員の皆様、そして市長をはじめ執行部の皆様、今日は何かと忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。



◎委員長挨拶

○相馬委員長 今週、朝夕は多少過ごしやすくなったかなというふうに思うところでございますが、まだまだ猛暑が続いております。体調管理には十分注意していきたいというふうに思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症でございますが、今朝のデータでいきますと、全国の感染者数の累計が6万5,765人、現在の感染者数が1万460人、治療後の退院者数が5万4,065人と、死亡者が1,240人というデータでございます。

第1波のピークにつきましては4月26日、第2波のピークが8月10日とするようなグラフも示されております。この間がおよそ100日でございます。次の100日をどう過ごすか、本日の新聞には対策のポイントとして、来年前半までのワクチン確保を目指すという記述もございました。次のピークまでにどのような対応をするか、先手先手で考えていく必要があるんだろうというふうに思っております。

さて、本日は9月定例会における議会運営、議会基本条例第11条に関わる議決事件、さらには今後の議会開催への対応などについての協議内容でございます。委員の皆様には円滑な委員会の進行

に御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。



◎議長挨拶

○相馬委員長 続いて、議長から御挨拶いただきます。

吉成議長、よろしくお祈りします。

○吉成議長 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

先日、国が行ってきたG o T oトラベルキャンペーンの7月27日から8月30日までの利用者数というのが発表になっていました。約420万人で、420万人の中でコロナに感染した方の人数としては非常に少ないというようなコメントも、併せて発表がございました。

今後については、今度はG o T oイートというのになるわけですね。これに関しては、25%の食事券のプレミアムが付くわけですけれども、これも9月以降に実施がされるということですので、これらが大きな事業のですね、やはり地方にとって経済効果を生む、ぜひ、ものになってほしいなと、そのように思います。

先日、県北5市の議長の会議がございました。今回は当然ですけれども、9月議会を前にして、各議会がどういったコロナ対策を取るか、その辺についてもそれぞれ情報交換を行いました。

全ての議会が、質問に関しては短縮してやると。それから、3密対策をしっかりと取ると。あと、那須塩原市に関して言うと、もうサーモカメラが設置されていますが、さくら市議会は単独で、議会としてカメラを設置するというようなお話もございました。

今日、改めてそれについて、この議運の中での検討されると思いますので、我々もしっかりとしたコロナ対策を取りながら、この9月議会に臨んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。挨拶とします。

○相馬委員長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

○相馬委員長 次に、市長から御挨拶をいただきます。

渡辺市長、よろしくお願いたします。

○渡辺市長 本日は、令和2年度第4回那須塩原市議会定例会に係る議会運営委員会の機会をいただきましてありがとうございます。

今回の市議会定例会に御提案申し上げますのは、令和2年度補正予算案件9件、条例の制定、一部改正及び廃止案件8件、契約の変更案件1件、計画の策定案件1件、水道事業会計未処理利益剰余金の処分案件1件、令和元年度決算の認定案件10件、継続費精算報告書の報告案件2件、専決処分と承認及び報告案件3件、健全化判断比率等に関する報告案件1件、教育事務の点検評価に関する報告案件1件の合計37件であります。

議案等の概要につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますが、いずれも大変重要な案件でありますので、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

また、議会基本条例第11条に該当する計画等の協議につきましても、この後、担当部長が説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願申し上げます。私からの御挨拶といたします。

○相馬委員長 ありがとうございます。

◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

(1)令和2年第4回那須塩原市議会定例会について、まず①提出議案についてを議題といたします。

市長提出案件として、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○石塚総務部長 おはようございます。よろしくお願いたします。

令和2年第4回那須塩原市議会定例会に提案を予定しております市長提出議案につきまして御説明を申し上げます。

今回、提案を予定しております案件は、ただいま市長も申し上げましたとおり37件となりますので、各案件の取扱いについて御審議をいただきますよう、よろしくお願をいたします。

なお、過日の議員全員協議会におきまして、資料の提出を行った案件につきましては、本日の説明を省略をさせていただきます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）、次が、議案第76号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、次に、議案第77号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、次に、議案第78号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）、次に、議案第79号 那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）、次に、議案第80号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第2号）、次に、議案第81号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）、次に、

議案第82号 令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）、次に、議案第83号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件の令和2年度補正予算案件について提出をいたします。

次に、議案第84号 那須塩原市子ども・子育て夢基金条例の制定について、次に、議案第85号 那須塩原市新型コロナウイルス感染症患者等の人権の擁護に関する条例の制定について、次に、議案第86号 那須塩原市環境影響評価条例の制定について、次に、議案第87号 那須塩原市税条例の一部改正について、次に、議案第88号 那須塩原市図書館条例の一部改正について、次に、議案第89号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、次に、議案第90号 那須塩原市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正について、次に、議案第91号 那須塩原市子ども未来基金条例の廃止について、以上8件の条例の制定、一部改正及び廃止案件について提出をいたします。

次に、議案第92号 契約の変更についての1件の契約の変更案件について提出をいたします。

次に、議案第93号 那須塩原市災害廃棄物処理計画について、この計画案件1件について提出をいたします。

次に、議案第94号 令和元年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

概要を説明をさせていただきます。

本案は、令和元年度那須塩原市水道事業会計の決算において、総収益26億4,454万6,456円から、総費用23億7,880万6,390円、これを差し引いた当年度純利益2億6,574万66円、これに当年度資本的収支不足額の補填財源として取り崩した積立金、そこからなるその他の未処分利益剰余金変動額と

というのがございます。これの2億1,684万4,181円、これを加えた未処分利益剰余金4億8,258万4,247円、これにつきまして、先ほど申し上げました純利益の相当額2億6,574万66円を建設改良積立金に積立てをする、その残額ですね、2億1,684万4,181円、これを資本金へ組み入れる処分をするものでございまして、地方公営企業法第33条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

先ほど、地方公営企業法第33条と申し上げてしまったようです、32条の誤りでございます。大変申し訳ございません。

次に、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて。令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）、これの1件の令和2年度補正予算に関する専決処分の承認案件について提出をいたします。

次に、認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第2号 令和元年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第3号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第4号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第5号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第6号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第7号 令和元年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第8号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第9号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第10号 令和元年度那須塩原市水道事業会計決

算認定について、以上10件の令和元年度決算の認定案件について提出をいたします。

次に、報告第24号及び報告第25号の2件につきましては、令和元年度那須塩原市一般会計及び下水道事業特別会計における継続費精算報告書について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

初めに、報告第24号 継続費精算報告書の報告について〔令和元年度那須塩原市一般会計〕でございます。

本件は、那須塩原駅東口エレベーター設置工事及び（仮称）駅前図書館新築工事に係る継続費精算報告書について報告するものでございます。

那須塩原駅東口エレベーター設置工事は平成30年度から実施しており、全体計画額1億3,000万円に対して、実績額は1億1,172万6,260円となったものでございます。

次に、（仮称）駅前図書館新築工事につきましては、平成29年度から実施をしており、全体計画額が23億6,000万円、これに対しまして実績額は23億5,999万3,000円となったものでございます。

次に、報告第25号 継続費精算報告書の報告について〔令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計〕でございます。

本件は、黒磯水処理センター中央監視設備工事に係る継続費精算報告書について報告するものでございます。

当該工事は平成30年度から実施しており、全体計画額4億541万円に対して、実績額は同額の4億541万円となったものでございます。

次に、報告第26号及び報告第27号の2点につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

初めに、報告第26号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

本件は、令和2年5月5日、那須塩原市東原地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道黒磯西岩崎線を走行していたところ、道路上に出ている木のつたに左サイドミラーが接触し、破損したものでございます。

次に、報告第27号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

本件は、令和元年11月12日、那須塩原市湯本塩原地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が駐車場で後退した際、駐車していた相手側車両の前面に接触し、バンパー及びボンネットを損傷したものであります。

次に、報告第28号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

最後に、報告第29号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和元年度に教育委員会が実施した教育行政に関する主な取組内容の成果等について、点検及び評価を行った結果に関する報告書を作成いたしましたので、議会に提出するものでございます。

以上、37件の案件につきまして、市議会定例会

への提案を予定しております。よろしくお願いを申し上げまして、関係議案の説明とさせていただきます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、委員から御意見はございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、次に、即決案件はございますか。

総務部長。

○石塚総務部長 即決の取扱いをお願いしたいものが1件ございます。

承認第13号で、専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)〕でございます。

これにつきましては、専決処分の承認を求めるものでございますので、即決としてお願いできればと考えております。

以上です。

○相馬委員長 ただいまの即決案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、委員から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました承認第13号の承認案件1件については、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、承認1件及び報告案件6件を除く30件の議案につきましては、関係常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○石塚総務部長 追加案件として現在予定しておりますのが7件ございます。

その内容でございます。

まず、財産の取得についての案件が1件ございます。

本案につきましては、9月4日入札を予定しております令和2年度那須塩原市立小中義務教育学校学習用コンピューター等機器導入、これにつきまして、業者が決定し、会期中に仮契約を締結した場合には、追加議案として提出したいと考えております。

次に、6件の専決処分の報告でございます。

これは、損害賠償の額の決定及び和解の案件でございます。

専決処分の報告につきまして、本定例会の会期中に6件の示談の見込がございます。市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が整った場合には、追加議案として提出したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○相馬委員長 ただいまの追加議案の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、委員から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、追加案件の取扱

いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました追加案件が提出された場合には、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてでございますが、予定されているものを御説明をお願いをいたします。

課長。

○小平議事課長 議会提出案件ですが、発議案件4件を予定しております。

条例の一部改正案件として、発議第7号 那須塩原市議会基本条例の一部改正についての1件、それから決算認定のための特別委員会設置案件として、発議第8号 決算審査特別委員会の設置についての1件、もう2件については、この後、議会運営委員会の中で協議し、決定を予定しております意見書の提出案件2件でございます。1つ目は、発議第10号 オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書の提出について、それから2つ目は、発議第11号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてでございます。

以上4件が、本定例会における議会提出案件でございます。よろしくお祈りいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、委員から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの4件については初日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件として、議会提出の追加案件はございますか。

課長。

○小平議事課長 議会提出の追加案件につきましてはございません。

○相馬委員長 ①については以上でございます。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり、一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、本定例会では決算案件及び計画案件がございまして、先例のとおり、通告制により行います。

また、さきの委員会で決定したとおり、補正予算案件についても通告制により行います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり、1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたします。

今回、3会派からの通告がございます。質問の方法につきましては、さきの委員会で決定したとおり、答弁を含め1会派70分以内とし、質問の順序は会派人数の多い順で、会派人数が同数の場合は通告受付時の抽選結果によるとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、15人の通告者がございます。質問の方法については、さきの委員会で決定したとおり、答弁を含め1人60分以内とし、質問日については受付順、質問日における質問順については通告受付時の抽選結果によるとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤会期及び会期日程についてを議題といたします。

別紙日程案がありますので、事務局から説明をお願いします。

課長。

○小平議事課長 それでは、令和2年第4回那須塩原市議会定例会会期日程について説明申し上げます。

会期につきましては、9月4日金曜日から9月28日月曜日までの25日間を予定してございます。

日程につきましては、9月4日金曜日開会、会期の決定、議案の提案説明、即決議案採決、即決議案につきましては、先ほど総務部長から説明がございました承認第13号になります。決算審査、特別委員会の設置、議案の関係委員会付託を予定

してございます。

5日、6日の土日の休会を挟みまして、月曜日、会派代表質問を3会派、8日火曜日から10日木曜日までの3日間、市政一般質問をそれぞれ5人ずつ、11日金曜日は議案質疑を予定してございます。

12日、13日、土日の休会を挟みまして、14日月曜日から17日木曜日の4日間を委員会を予定してございます。各常任委員会と決算審査特別委員会でございます。

18日金曜日から24日木曜日まで議事整理のため、それから土日、それから国民の祝日により休会となります。

25日金曜日は、午前10時から予算常任委員会の全体会議、午前11時から決算審査特別委員会を予定してございます。それから、午後1時半から定例会中における議員全員協議会です。

翌26日、27日、土日休会を挟みまして、28日月曜日が最終日で、各委員長報告を経まして、質疑、討論、採決、閉会となる予定でございます。

それから、9月7日月曜日なんです、開会前の9時半から議場コンサートを予定してございます。

それと、通告関係なんです、7日月曜日の午後5時が決算、補正予算、計画案件質疑通告書の締切りと予定しています。それから、17日木曜日、討論通告書の締切りを、午後5時を予定してございます。

以上が、本定例会の会期日程予定でございます。よろしくお願いたします。

○相馬委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

会期については別紙案のとおり、9月4日金曜日から9月28日月曜日までの25日間とし、会派代表質問3会派については9月7日に、市政一般質問15人については9月8日から10日までの3日間

に5人ずつ行うとし、議案質疑は11日金曜日に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、質疑通告の提出期限については、9月7日月曜日の午後5時とし、討論通告書の提出期限については9月17日木曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

なお、9月25日金曜日に、午前10時から予算常任委員会全体会を、午前11時から決算審査特別委員会全体会を、午後1時30分から議員全員協議会の開催を予定しておりますので、お含みおきいただきたいと思います。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。次第にはございませんが、今定例会についてその他として執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、次第(2)に入る前に、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画、協定等につ

いて執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするかを決定いたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定をみたいと思います。

本日は、企画部、産業観光部、教育部から4件の案件がございます。

まず、企画部の案件を協議いたします。

那須ガーデンアウトレットとの包括連携に関する協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

企画部長。

○小出企画部長 それでは、那須ガーデンアウトレットとの包括連携に関する協定の締結について御説明申し上げます。資料に沿いまして説明をさせていただきますと思います。

協定の締結先でございますが、民間企業でございます。双日商業開発株式会社ということでございます。こちらが、昨年の5月から那須ガーデンアウトレットの運営主体となっているところでございます。

協定の内容でございますけれども、商業及び観光の振興、まちづくり及び交流の促進、教育・文化・福祉の振興、災害時の支援、その他必要な事項についての連携協力ということでございます。

協定の締結の目的及び背景でございますが、本市と那須ガーデンアウトレットとは、これまで障害福祉サービス事業所による販売スペースの設置協力において、連携した取組を行ってきております。そのような中、本市と那須ガーデンアウトレットの運営主体となりました双日商業株式会社において、さらなる連携体制を構築し、相互の発展及び地域の発展を図るため、令和元年、2019年度から包括連携協定の締結に向け、調整してまいったということでございます。

市民等への効果及び影響でございますが、本協定を締結することによりまして、様々な分野における施策等推進することができることでございます。

特記事項といたしまして、費用負担、今回の協定締結に係る費用負担はございません。

議会への対応及び理由でございますが、こちらにつきましましては、議員全員協議会での報告でお願いしたいと思います。報告時期は令和2年9月をお願いできればと思います。

理由でございますが、本協定は、これまでの連携及び今後の連携について明文化するものであり、本市に大きな負担は生じないため、議員全員協議会で報告し、速やかに執行したいということでございます。

こちら御決定いただければ、9月25日の全協に報告させていただきまして、同日付で締結をしてまいりたいということでございます。

説明は以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 この下のほうに書いてある理由なんですけれども、これまでの連携及び今後の連携を明文化するということなんです。項目の2番、3番のあたりなんですけれども、こういった取組、ここに一つは福祉サービスとあるんですけれどもイメージが湧かないので、具体的にどういうものがある、それからこれを提携するよと、今後の連携、さらなる様々な分野に係る施策を推進するところなんですけれども、何を考えているのかをイメージできるような説明をいただきたいです。

○相馬委員長 企画部長。

○小出企画部長 連携事業の具体的な中身ということかと思いますが、まず商業及び観光振興

に関することとしましては、まず観光振興につきましては、市内観光情報の発信、PRイベントの開催、それから創業支援事業といたしまして、創業支援事業に係る資料の設置、あるいは創業支援事業に係る情報発信、それからシェアサイクル事業、今年度から取り組んでおりますけれども、そうしたシェアサイクルのシェアポールの設置、あるいはシェアサイクルを活用したイベントの実施、それから物産振興ということで、市内の物産情報発信ですとか、特産品や農作物の販売を想定しております。

それから、まちづくり及び交流の促進に関することといたしましては、移住・定住促進ということで、移住・定住に関する情報の発信、移住・定住に関する事業協力といったものを想定しております。

それから、ふるさと納税の推進ということで、市内の情報発信、それからふるさと納税関連資料の設置というものを想定しております。

それから、教育・文化・福祉の振興に関することといたしましては、職場体験の実施ということで、児童生徒の職場体験事業への協力をお願いしたいということで考えております。

それから、青少年健全事業といたしまして、青少年健全育成等のPR活動への協力をお願いしたいということも考えております。

それから、文化振興事業といたしまして、那須地区郷土芸能フェスティバルへの協力などを想定しております。

それから、子育て支援事業といたしまして、キッズスペース、遊び場の設置、それから幼児・児童の作品の掲示、応募を想定したいと考えております。

それから、障害福祉サービス事業所による販売ということで、障害福祉サービス事業所によるマ

ルシェの開催等、販売スペースの設置の協力をお願いしたいといったことでございます。

それから、災害時支援に関することということで、地域物資拠点の駐車場の利用をさせていただきたい、あるいは電気自動車の充電設備の無料使用をお願いしたいといったことを、具体的な連携事業として想定しております。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、ここで議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますでしょうか。

中里委員。

○中里委員 本市の様々な多岐にわたった事業について、さらに連携が推進できるということですので、全協での報告でという取扱いでよいかと思えます。

以上です。

○相馬委員長 ほかに御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ほかに討議すべき内容はないようですので、ここで議員討議と併せて質疑も終了したいと思います。最後にほかに質疑等はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 執行部から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたし

ます。

本案件については、執行部提案のとおり、報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本案件につきましては、報告案件とすることに決しました。

次に、あいおいニッセイ同和損保との地方創生に関する包括連携に関わる協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

企画部長。

○小出企画部長 それでは、あいおいニッセイ同和損保との地方創生に関する包括連携に関する協定について御説明いたします。

まず、協定の締結先でございますが、民間企業のあいおいニッセイ同和損保株式会社、その栃木支店となります。

協定の内容でございますけれども、地域や暮らしの安心・安全に関すること、防災・災害対策、産業振興、中小企業支援、観光振興、農業振興、その他必要な事項について連携するというものでございます。

協定の締結及び目的、背景でございますけれども、本市では、地域や関係機関との連携協力により各種事業を展開し、地方創生に資する取組を行っているところでございます。

あいおいニッセイ損保が展開しております支援メニューの活用により、本市及びあいおいニッセイ同和損保との連携体制を構築し、地方創生の実現を推進するため、令和元年度から連携協定の締結に向けた調整をまいったということでございます。

それから、市民等への効果及び影響でございますが、本協定を締結することによりまして、地方創生に資する取組が推進することができるということでございます。

それから、特記事項といたしまして、費用負担はございません。

議会の対応及び理由でございますが、議員全員協議会での報告、こちらを10月にさせていただければというふうに思います。

理由でございますが、本協定は今後の連携について明文化するものであり、本市に大きな負担は生じないため、議員全員協議会で報告し、速やかに執行したいというものでございます。

支援メニューの具体的な中身でございますけれども、主にセミナー等の開催を予定しております。例えば、人手不足を解消する外国人社員活用セミナーでございますとか、あるいは中小企業におけますSDGsセミナー、あるいは過去の事例から学ぶ自然災害セミナー、それから健康経営・働き方改革セミナー、あるいは情報セキュリティセミナーということで、個人情報の保護と情報漏洩発生時の備えとか、あるいは女性が活躍するためのポイントセミナーといった、様々な支援メニューが既に用意されておりまして、適宜調整しながら実施してまいりたいという中身でございます。

説明は以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑がないようでしたら、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようでございますので、議員間討議と併せて質疑を終結したいと思います。最後に質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 執行部から御意見はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件については、執行部提案のとおり、報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本案件につきましては、報告案件とすることに決しました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○相馬委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、産業観光部の案件について協議いたします。

創業支援等事業計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

産業観光部長。

○富山産業観光部長 それでは、創業支援等事業計画の変更について御説明させていただきます。

計画策定の目的及び背景でございますけれども、創業支援等の事業計画につきましては、産業競争力強化法に基づきまして、市が民間の創業支援等事業者であります商工会や金融機関などと連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開

催、コワーキング事業等の創業支援事業を定め、国の認定を受けるための計画でございます。コワーキング事業につきましては、これ創業者同士の交流とか活動、こういうものを言うところでございます。

本市におきましては、平成27年5月20日に初の認定を受けまして、その後計画期間を令和3年3月31日まで延長したところですが、創業支援事業は関係機関との連携の上、より一層の充実化を図り、継続して実施していく必要があるため、計画期間の再延長、令和5年3月31日までを予定しておりますけれども、及び内容の変更認定を受けたいと考えているところでございます。

計画の概要でございますけれども、国の認定を受けることで、創業支援事業者や創業者が国の支援、補助金等の対象となるものでございます。

例えば、会社を登記するに当たりまして、登録免許税がかかりますが、この計画が国に認められて、この計画に基づいて特定創業支援事業を受けて証明書を提出すれば、登録免許税が半額になるというようなメリットがあるものでございます。

計画期間でございますけれども、令和5年3月31日まで期間延長する予定でございます。

市民等への効果及び影響でございますけれども、地域における創業者を支援し、開業しやすい環境を整備することで、地域経済の活性化、雇用の確保が図られると思っております。

市民参画の有無及び内容でございますけれども、パブリックコメント等は特に実施しておりません。

総合計画上の位置づけでございますが、基本政策6の3、商工業を活性化させる具体的な施策①地域経済を持続的に発展させるに基づき、行っているものでございます。

関係法令及び上位計画でございますけれども、産業競争力強化法に基づくものでございます。上

位計画の議決時期等については、上位計画はございません。

議会への対応及び理由でございますけれども、議員全員協議会での報告でさせていただければというふうに思っているところです。

理由につきましては、本計画につきましては、法律に基づいて策定し、国の認定を受けるものがあります。認定を受けるため、国との協議が必要であることから、議員全員協議会での報告で対応させていただきたいと思っているところです。

説明としては以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑はございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員から御意見はございますでしょうか。

中里委員。

○中里委員 こういった創業支援関係のことについては、地域経済の活性化というのは本市にとっても待ったなしの案件だと思いますので、速やかに実行していただきたいと思うことから、全員協議会での報告という取扱いでいいかと思います。

以上です。

○相馬委員長 ほかに御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。最後に質疑……御意見ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 これを今まで実施してきて、計画継続と内容の変更ということですが、具体的にこれで利用されたというか、その実績はどうなっ

ているんでしょう。

○相馬委員長 産業観光部長。

○富山産業観光部長 それでは、昨年の実績でございます。

創業支援塾というものがあって、10回の講座を受けることとなりますが、昨年受けた方が35名ございます。そのうち、創業された方が12名でございます。

以上です。

○鈴木委員 はい、結構です。

○相馬委員長 よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件については、執行部提案のとおり、報告とすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 本案件については、報告案件とすることに決しました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○相馬委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、教育部の案件についてを協議いたします。

一般財団法人倫理研究所、那須野ヶ原倫理法人研究会との「家庭の日」普及啓発に関わる協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

教育部長。

○小泉教育部長 教育部のほうで所管します今回協定に係る案件についての審議ということで、よろしくお祈りいたします。

一般社団法人倫理研究所、那須野ヶ原倫理法人会との「家庭の日」普及の啓発に関する協定の締結という案件になります。

協定の相手方につきましては、那須野ヶ原倫理法人会、こちらについては、那須塩原市を中心としたところで151団体等が加盟している団体ということになります。

協定の内容につきましては、第3日曜日が家庭の日ということで県の条例で定められておまして、その普及啓発、これについて協力をしていただきながら、さらに普及をしていくというところになっております。

市の実施内容と、協定に基づく実施内容につきましては、現在、家庭の日についての市で持っている情報、事業、こういうものについて、情報提供を倫理法人会に行うという内容になっております。これを受けまして、倫理法人会につきましては、会員企業の中での従業員への働きかけ、家庭の日の普及啓発活動というところを行うというような内容になっております。倫理法人会の活動の中でも、この家庭の日の普及というところについて活動内容としてうたっていることから、今回申入れがありまして、協定のほうの締結をいたしたいと思っております。

実際には、家庭の日について現在取り組んでいるもの、それぞれが取り組んでいるものについて

の情報の共有というところを含めた中で明文化するところ、今回の協定の内容になっております。

協定につきましては、執行部側教育部としましては、9月の議員全員協議会でこの案件について報告のほうさせていただいて、協定の締結をその後行っていきたいということで考えております。

簡単なんですけれども、説明については以上でございます。よろしく御審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 内容的には全然、そうだろうなという理解できるところなんですけれども、わざわざ協定を結ぶことの双方のメリットというのはどういうところにあるか、ちょっと御説明いただけますか。

○相馬委員長 教育部長。

○小泉教育部長 今回協定を結ぶと、今までも同じことやっていたところなんですけれども、倫理法人会のほうで、協定を結んで明文化した上で、活動として市と協働して連携してやっているところを出していきたいということもありましたので、市としては拒むものでもないなというところで、今回協定を結びたいという考えでございます。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますでしょうか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、議員間討議含め質疑を終わりたいと思いますが、最後に質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 なければ、議員間討議及び質疑を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり、報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本案件については、報告案件とすることに決しました。

以上で、(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了いたします。

その他として、執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○相馬委員長 委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、ここで議会側の案件に入りますので、執行部におかれましては御退席をお願いいたします。大変お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。ここですみません、時間がなかったので、10分間休憩にしたいと思います。

11時7分から再開いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○相馬委員長 それではよろしいですか。

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次第(3)宇都宮大学「地域プロジェクト演習」パートナーの募集についてに入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、地域パートナー申請書について御説明をいたします。

宇都宮大学に地域パートナー申請するに当たり、こちらの所定の様式に記入をして出す必要があるものがございます。

申請区分としては新規になります。団体名が那須塩原市議会となりまして、那須塩原市の場合ですと企画政策課が調整担当となっておりますので、それを記載してございます。団体の概要がございまして、受入代表者としましては議長、連絡先としては事務局を記載してございます。

次のページにいきまして、その地域パートナー演習に関しまして、テーマを提出することになってございます。こちらの案でございすけれども、テーマといたしましては、若者と議会との協働でございす。

その下に課題等書いておりまして、まず課題のところでございますが、市議会は議事機関として法令に基づき活動をしています。二元代表制の一翼として活動しておりますが、市民、特に若者の関心が全くないという現状がございす。議会活性化に向けて取組を行っておりますが、市議会議員選挙の10代、20代の投票率も高くないという状況がございすし、傍聴者も10代、20代の若者というのはあまりいないというのが現状でございす。

課題に対して考え得る主な原因のところでございますが、市議会の役割について、若者に対して伝えられていないという部分の一つあるのかなと考えられます。若者にとって議会が遠い存在であり、若者としても意見、声を届けるという機運に

至らないという部分、一面があるのかというところでございます。

実際に学生に取り組んでほしい、大学生に取り組んでほしい課題でございすますが、議会活動や議会改革の取組について、議会に対し若者の視点での提言をしていただいたり、あるいは議員と一緒に考えて、取り組んでもらうということを期待したいと考えております。議会運営に関する事項、まちづくりに関する事項、地域の課題解決に関する事項など、議会に関連するテーマからまず学生のほうで選択をしていただいて、研究・提言いただくことを想定しております。

若者を含む市民の声をいかに議会につなぐかという視点を、学生ならではの視点での提言をいただくということを期待しております。

課題に取り組むために提供できる情報提供としましては、議事録ですとか議会だよりであるとかを考えております。

主な活動場所でございますが、議場、委員会室のほかに、議会報告会を実施するような場合には公民館等であつたりとか、あるいはオンライン会議で、なかなかこういった時世でございすので、学生とのやり取りにはZ o o m等の活用も検討していきたいと思ひます。

活動場所までの主な移動手段でございすますが、公共交通機関を想定しております。最寄り駅から議会までとかは、事務局のほうでの送迎も想定しております。

内容の説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し質疑はございすか。

鈴木委員。

○鈴木委員 テーマの決め方というのが、これはこういうふうに決まったのかなと思うんですけども、これはまだ項目は、要するにテーマというの

は幾つも想定できたのかなと思うんですけども、これになった経緯をちょっとお伺いしたいんですけども。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 申請にするに当たって、議会として抱えているテーマというものを出さなきゃいけないというところもございまして、この委員会で、議会運営委員会で御検討いただくんですが、何もないうまくない状態というわけにはいかないものから、事務局のほうで案を作成しまして、正副委員長と打合わせをさせていただいた中で、一つの案としてこれを出させていただいたというところがございます。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうなんです。案であれば幾らでもあるんです、幾らでも言っちゃ、星の数ほどあるんじゃないかなというね。だけれども、絞るんだけれども、選択肢はないのかという話ですよ。これだけでいいですかというんじゃないで、本当は3つくらいあって、どれがいいですかという提案のほう面白いかなと思ったかなと、親切かなというふうに思うんですけども、これ一つでこの議会として取り組んでいけるかという話の流れで考えていますか。

○相馬委員長 じゃ、私のほうで。

まず、大学と、前回御決定いただきましたパートナーシップ協定の中では、相手方と協議をした上でテーマ等が決定していくということになるかというふうなガイドラインとしては設定をさせていただいたところです。

そうした中で、今回、宇都宮大学側からの募集ということになったというところで、こちらからどうですかということではなく、宇都宮大学のほうからこういう、前回募集要項があったと思うんですけども、その中でこういうふうなテーマが、議会

の課題と、それから相手が大学生なものですから、若者との協働でという、こういったテーマがいいのではないかということで、今回これでエントリーをするということになるわけございまして、今後協議の内容に、これで採用された場合に、エントリーして、それで採用された場合に、今後の内容としては、これでいいかどうかについては、再度テーマは協議はしていくことになるんだろうというふうに思いますが、今回のエントリーをするテーマとして、こういったテーマとさせていただいたという経緯でございます。

鈴木委員。

○鈴木委員 この議案に載っているのは、これを出していいかどうかということで、テーマの一つだけであって、ほかのテーマについての審議をここでするわけではないということでもいいですか。この会議は。

○相馬委員長 宇都宮大学の地域プロジェクト演習のパートナー募集について、エントリーをする上での内容でございますので、このほかのテーマということで、今後ここに活動種別等、様々なところがあるところではございますが、ほかに何か御意見があるようでしたら9月末までのエントリーで……9月末だったですね、これ締切り。

係長。

○佐々木議事調査係長 締切りは9月末までということになっているんですが、企画政策課で取りまとめもございまして、若干そこから10日ほど企画での締切りは早いんですが、9月20日前後が一旦の締切りという形になっております。

○相馬委員長 まだ締切りということではございませんが、ほかに考えられるテーマがあるようでしたら御申告いただければというふうには思いますが、今時点でこのテーマでいいかどうかについて、まずお諮りさせていただければと思いますが、い

かがでしょうか。

こういったテーマの内容でいかがでしょうか。

○鈴木委員 異議ということじゃないですけども、せっかく出すんだから、議員からテーマを、よくやっていますけれども、一応どんなテーマがいいかということを集めて、その中でこういうのが出てきたと選択してここに至ってれば、こういう話にはならなかったんですけども、これは唐突なので経緯を伺ったということです。だから、もう一回言えば、御苦労さんという考え方もあるんですよ。まあ、了解です。

○相馬委員長 大丈夫ですか。

じゃ、今回のテーマでエントリーする方式でパートナー募集に応募するというので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

続きまして、次第(4)議員定数の検討についてを議題といたします。

さきの委員会でも協議したところでございますが、各委員、それから会派からの意見等がありましたらお願いいたします。

中里委員。

○中里委員 那須塩原クラブで会派の協議を行いました議員定数についてでございますが、議員定数資料でございます県内各市の状況、それから全国の類似団体との比較なども行いました。また、議員の増減に対して、市民から特に意見は上がっていないことから、現状の26人のままでいることで決定、うちの会派ではこういうことに決まりました。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

田村委員、いかがでしょうか。

○田村委員 前回申しあげましたけれども、会派としては、意向としては変わりはありませんけれども、ただ、これやはりそんなに早急に結論を出すような性質の話でもないし、今回職員アンケートでもその設問あるかと思うんですけども、そういったものを見ながら、改選のほう来年の4月ということで、時間が十分あるとは言えないので、継続して、そういった職員アンケートであったり市民の声であったりですね、そういうのが今後出てくれば見直しという話にもなってくるというか、そういうところで議論を進めていけば、まだちょっと議論が熟していないというか、ことだと思しますので、継続して議論というか、そういうふうでいいんじゃないかと思えます。

○相馬委員長 前回の委員会のときに、できれば議会運営委員会の検討事項としては、9月の全員協議会で全議員に報告したいという旨をお伝えしたかと思うんですが、それについて、今後定数については継続して協議していくという御意見だけでよろしいですか。ということよろしいですか。現在の26名についていいとか、いいのか悪いのかという意見ではないということよろしいですか。

○田村委員 だから、さっきから申しあげたように、2名減という方向性で考えていけばいいかなとは思っているんですけども、すぐ結論はやっぱり当然出ないかと思しますので、もうちょっとこう機が熟してからというか、そういった周りのアンケート結果なんかも踏まえて、議論を進めていけばいいのではないかという意見です。

○相馬委員長 ほかに志絆の会眞壁委員。

○眞壁委員 うちの会は、前から言っているんですけども、今、田村さんが言った話だと、次の選挙の話だったと思うんですけども、私はそれに関しては26。

○相馬委員長 じゃ、玉野委員、敬清会の意見としてお伺いできればと思いますが。

○玉野委員 現状の定数で、市民から問題があるという声等は聞こえておりませんので、会派としては現状の定数でいいだろうと。

付け加えれば、委員長のほうで定数についての協議をこれから持ってもらう……聞こえましたか。

○相馬委員長 はい。

○玉野委員 やはり、市民と議員と行政との上での定数だと思いますので、なぜ定数なのかということ、相当に盛り上げるという課題というか、目的というんでしょうか、それを練り上げないと、数字だけいじってもという、ややもすると、低次元なほうに行っては困るんじゃないかなと。定数を高みというか、まちづくりのために、やっぱりこういう定数が必要なんだという三者の充実を盛り上げなければならないのではないかと思います。

○相馬委員長 分かりました。

現時点での定数について、3会派については現状の26で現時点ではという、26人でまずは検討するというような意見でございました。

ただ、公明クラブさんほかは継続して2名減という意見もありながら、継続して検討していく必要があるだろうというふうなことでございます。

現時点で継続して検討していくということについては、今後とも議員定数については検討していくところでございますが、来年の選挙に向けて一定程度、議会運営委員会としての方針を9月の全協で報告を全員にして、その後、どういう御意見が出てくるかということもあるんですが、一定程度、議会運営委員会として9月に報告したいというものでございます。

そうした中で、公明クラブさんのほうでは、定数については現状の26で今後継続するという中で、26で現状で変更ないというような報告をしてもよ

いのかどうか、御意見をいただければと思います。

○田村委員 その辺はお任せします。

○相馬委員長 はい、分かりました。

それでは、議会運営委員会による検討ということですが、様々な資料を事務局に御提示いただいた中で、現在の26の定数を維持するという報告をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、本案件につきましては、議会運営委員会として現状定数を維持することとし、来月の議員全員協議会で報告いたします。

続きまして、次第(5)コロナ対策を踏まえた9月議会定例会の対応についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。
係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、9月議会の運用について御説明させていただきたいと思っております。

8月3日の議会運営委員会で、9月議会対応に係る全体的な方向性を御決定いただいたところで、詳細について御説明をさせていただければと思います。

資料に沿って御説明させていただきます。

まず、1番の常任委員会でございますが、総務企画、福祉教育、建設経済のそれぞれの3常任委員会につきまして、議場、議員控室、303会議室の3部屋を使う形でお願いしたいと思います。

実際に、9月14日からの部屋の割り振りで行いましたけれども、お示しの表のとおりでお願いできればと考えております。

また、さきの議会運営委員会で、議場で行う日については委員会中継を行うということで御決定いただきましたが、黄色のマーカーを付した議場で行う日については、委員会中継を行うこととし

たいと考えております。

4日目に委員会を開き、会議室を使う場合につきましては、別途調整をさせていただければと思います。

また、8月6日にお話がありました昼食でございますが、第1、第2、第4の今まで常任委員会開いていた委員会室で、委員会ごとに昼食をお取りいただければと思います。冷蔵庫と給茶セットでございますが、議会図書室のほうに移動しておきますので、御利用いただければと思います。

続きまして、議員の半数入替えでございますけれども、全体的なイメージといたしましては、議長及び副議長は常に議場にいるものとしまして、残りの24人の議員のうち12人程度が議場に残留するという形を考えております。

議場に入らない議員にあつては、議員控室もしくは会派室で、議場からの放送が流れますので、それを聞いていただく。あるいは、第1委員会室ですね、そちらについては放送を入らないようにしたいと思っておりますので、タブレットにより議会中継を閲覧するという形をお願いできればと思います。

具体的な出入りの内容でございますけれども、まず初日ですが、開会から即決案件につきましては、全員が在席。報告案件、提案理由説明につきましては、まず議席番号偶数の議員が退出し、休憩のたびに奇数の議員と入れ替わるというものを想定しております。副議長は、議席番号奇数の議員が退出する場合は、議席番号24の議長の席に移動していただいて密を避け、議席番号偶数の議員が退出する場合には自席に座るものと考えております。

実際に、どの日程のときに誰が入る、出るというところが、ちょっと分かりにくくなってしまうということもあると思っておりますので、基本的にはこ

の考え方に基づいて、議員の議場の入退出については、事務局において星取表のようなものを策定して、別途お配りしたいというふうに考えております。

初日でございますが、発議及び採決につきましては、全員議場に在席としたいと思います。

その他としまして、議事進行中、動議等が提出された場合は暫時休憩としまして、全議員が議席に着席してから再開をお願いできればと思います。

2日目からの質問の日にもでございますけれども、まず議場コンサートにつきましては全員在席。会派代表質問及び市政一般質問でございますが、その質問者が議席番号が奇数の場合には、議席番号偶数の議員が退出。逆に、議席番号偶数の議員が質問をするときには、奇数の議員が退出するという形で考えております。

続きまして、議案質疑の日でございますけれども、通告対象議案と通告対象議案以外がございますが、通告対象議案につきましては、やはり議席番号奇数偶数で分けまして、一定の議事日程のまとまりごとに、偶数奇数で入替えをしたいと思います。その質疑の通告者につきましては、奇数であっても偶数であっても、通告に係る議事日程については在席をするという形でいかがかと考えております。こちらにつきましても、通告内容を踏まえまして、事務局のほうで星取表的なものを作成してお配りできればと考えております。

通告対象議案以外につきましては、通告がございませんので全員在席とできればと考えております。

また、最終日ですが、こちらも全員在席と考えております。

3番といたしまして、委員会における執行部側出席者でございますが、次のところを標準として、執行部側で最低限の出席としてお願いできればと

考えております。

出席する執行部職員でございますが、部長、課長、それから付議案件に関連する係長、あとは委員会における説明が不可欠な施設長。

出席しない者といましては、幹事課長、あとは課長補佐ですね、先ほどの係長を除く課長補佐です。あと、主査（係長）級というのと、説明が必要な施設長以外の施設長、その辺については出席しないというのを標準として、執行部の側で御判断いただくという形にしたいと考えております。

説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、本案件について皆さんから御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、本案件について、こちら案のとおり、まず全部一遍でいいですか、1番の常任委員会の設定について、それから2番、議員の半数入替えについて、それから3番の委員会における執行部側の出席者についてでございますが、この案のとおり取り扱うことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、このように取り扱います。

それでは、事務局にはその出席者、退席者の星取表を作ってくださいと思います。

もう一点ですが、その半数退席された場合に、その委員会室、それから会派室、第1委員会室というふうに先ほど説明がありましたが、傍聴席が空いているので傍聴席にという話があった場合に、

議会運営委員会としてはどのように取り扱うか、御意見がいただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長。

○吉成議長 午後予定しています正副委員長会議で、その際に、議場であれば傍聴席が18ということで決定をみているわけですが、今回、議員控室、そして303に関しましては、まだ傍聴席を幾つにするかというのが決定されていないわけですね。当然、傍聴者がいれば優先して入っていただくということになると思うので、それは正副委員長会議の場で決めさせていただいてと思ったんですけども、いかがですか。

○相馬委員長 例えば一般質問、代表質問の際に、議員控室に来ている方が、議員控室か、もしくは第1委員会室ということだったんですが、それなら議場に傍聴席が空いているから傍聴席にとなった場合に、それがいかなのかなというふうに思ったものですから、ちょっと伺った次第で、基本的には案のとおり、議員控室か第1委員会室で控えていただくと、そういうことでいかがでしょうか。

〔「決めておくということ」と言う人あり〕

○相馬委員長 決めておく。ここのほうがいかなと傍聴席行っちゃったりする、もしかすると。

玉野委員。

○玉野委員 確認ですけれども、やっぱり議員はそういう場所にいるというのを設けましたから、傍聴の席には行かないほうがいいと思います。

○相馬委員長 今、傍聴席にはほかの議員は入らないというような御意見でございますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、半数入替え制の場合のそ

の議員の居場所については案のとおりということで、傍聴席には入室はしないということで決定したいと思います。

続きまして……係長、今ので大丈夫ですか。

○佐々木議事調査係長 はい、ありがとうございます。

○相馬委員長 すみません。

次に、次第(6)意見書の提出についてに入ります。

まず、オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書を議題といたします。

これにつきましては、議長から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○吉成議長 それでは、私のほうから、オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の提出について、提案理由の説明をさせていただきます。

総務省がこの4月30日付で、委員会の、常任委員会であったり、そういった委員会の運営についてはオンライン化を認めるという見解を示しています。

それにのっかって、我々那須塩原市議会においては、6月定例議会において、委員会規則の一部改正を行って、一つは書面でも決議をできますよ、そしてメールも使えますよ、その他ということではオンラインでもオーケーですよということを、改正して認めたわけです。

残念ながら、国のほうは本会議においては、やはり今でも集まって議論をして、その上で議決をするということは議っていないわけですね。

でも、今回のこのコロナもそうですし、たまたまこの地域はまだまだ災害も少ないと言われていた地域であります。今後大きな災害が起こって、本当に我々が集まらない現状になってしまった場合には、やはり手段としては、オンラインでも本会議しか方法がないと思うんですね。

それらを念頭に置きながら、今回、国のほうに意見書を提出したいということですので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、委員の皆様から御意見はありますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 なければ、この案件については9月4日、議会開会前の臨時の全員協議会がございます。その全員協議会で報告の上、議会運営委員会から本会議に提案することとしたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

こちらの意見書につきましては、全国市議会議長会から、こういった意見書の提出についての依頼がありまして、御提出させていただくものでございます。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けまして、財政需要が高まっておりますが、今後の地方財政が厳しくなるのではないかと、いうところを受けまして、令和3年度地財対策、それから地方税制改正に向けての意見でございます。

す。

こちらの意見書案にありますように、大きく5点についての意見を出すものでございます。

1点目としましては、必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保でございます。

2点目につきましては、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の適切な発揮。

それから3点目としまして、今年度の地方税収が、コロナの関係で大幅に減収となることが予想されますので、減収補填措置をしていただきたいということでございます。

4点目でございますが、税制改正に当たりましては、税源の偏在性が少なかったりというようなところを考慮して判断いただきたいというものでございます。

最後に、5点目、固定資産税でございますが、市町村の重要な基幹税というところもございまして、根幹に影響する見直しについては行わないでいただきたいと。今回、緊急経済対策としまして、土地・家屋について、中小企業対策として一定の減免措置が講じられてございますが、こういったものについても、国庫補助金等で今後は対応いただきたいという内容となっております。

意見書の内容の説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、委員の皆様から御意見はございますか。

[「ちょっと質疑」と言う人あり]

○相馬委員長 じゃ、質疑で、鈴木委員。

○鈴木委員 これ全国市議会議長会から来た件は唐突な感じがするんですけども、言っていることは予想されるということで、多分引っ込むことだろうと、内容がかなり何と言うか、すっと入って

こないというのがあるんですけども、その中で一つ、ちょっと5番で、これはどういうことかなと思ったんですけども、5番の土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないことというふうに書いてあるんですけども、これはそういう何か国の動きを察知してなのかなと思うんですけども、こういう動きがあるということは聞いているんでしょうか。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 全国市議会議長会から案内が来ておまして、まず、この固定資産税に関しましては、国の既に取りられた施策でございますけれども、固定資産税の減免ですね、中小企業対策としまして、一定期間の減収が50%以上の場合には、令和3年度の固定資産税、家屋と償却資産に係る固定資産税についての免除、減収幅が30%から50%の中小企業につきましては半分にするといった措置が既に講じられておりますが、今後も中小企業向けのコロナ対策としまして、こういったものを検討する動きがあるのではないかとということで、特に、家屋・償却資産に限らず処置を追加すること、あるいは事業所税を軽減対象にするというような議論が予想されるということが来ておまして、この辺を懸念するということもございまして、特に固定資産税について特に意見書に盛り込んだというふうに、通知では伺っております。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 説明分かりました。

それでその減免、ちょっとよく分かっていないところがあるんですけども、減免をしたときには、国が言っているわけですよ、それに対する補償というのは国は、要は国の補正予算が相当額あるかもしれない、その中から市のほうに対して、その分が減免、国が言っているわけです。

から、その分の補償はもらっている状況なんでしょうか。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 私も財政のほう、それほど詳しくもなく、全国市議会議長会からのペーパーにもそこまで細かいところは書いていないんですが、一定程度やはり地方交付税の配分等において、収入額と需要額の関係がありまして、この固定資産税の減免措置を行うことによって地方税の収入が減りますので、この辺は一定程度の穴埋めがされるということは予想されますが、減収分が100%補填という保証がないという部分も恐らくあるのではないかなというところでの意見かなと考えております。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ちなみに、すみません」と言う人あり〕

○相馬委員長 議長。

○吉成議長 補足で説明させていただきますが、冒頭の挨拶の中でも申し上げましたけれども、先日、県北5市議長会議が開催されましたが、本議会を含めて全ての議会が、今回のこの9月議会において、この意見書の提出を議題とするというお話がございました。

○相馬委員長 局長。

○増田事務局長 併せて、昨日、栃木県の事務局長会議がありまして、出席したうちを除く13市全て、やはり9月の定例会で意見書提出するというような情報がありました。

○相馬委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、本件についての意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようでございますので、本件については9月4日の議会開会前の臨時の全員協議会で報告の上、議会運営委員会から本会議に提案することとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(7)9月議会後の議会活動についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから9月議会後の議会活動についての資料について、御説明させていただきたいと思います。

前の議運において、6月議会後の議会活動についてを御審議いただきました。その中で、当面の9月議会までということで御決定いただいたものでございますが、コロナウイルス感染症がまだ終息している状況ではないというところもございしますので、9月議会後についても、その辺を踏まえた議会活動についての方針を定める必要があるということで、こちらお示しするものでございます。

趣旨としましては、4月以降確認されていなかったら、7月に那須塩原市でも、7月、8月と確認されております。県内、それから全国的にもまた高い水準での感染がされているというところもございしますので、感染症の蔓延防止の観点から、活動方針を定めるものでございます。

2番のところで、活動方針案を具体的に書いておりますが、議会活動と感染症対策を両立する観点から、12月議会定例会開会までの当面の活動方針について、(1)から(5)までと記載しております。

基本的には、6月議会後の活動方針と大きくは変わっておりませんが、その変更になったところ

を中心に説明させていただきます。

(1)の3密を避けるようというところについては、変更はございません。

(2)の会議時間の短縮でございますが、従前は90分以内ということで、具体的な目安を定めておりましたが、今回は具体的な基準は設けずに、簡潔な説明と集中した審議により会議時間の短縮に努めますという表現にしております。

(3)のオンラインの検討につきましては、変更はございません。

(4)の議員以外との一般市民との接触を伴う議会活動ですが、従前は原則として行わないという形にしておりましたが、今回の案につきましては、感染症蔓延の防止の観点から、実施の適期を慎重に判断するものとしますというふうに表現を変更しております。また、実施する場合には、感染症対策に万全を期するものとします。

(5)の視察の受入れは行わないという部分については、変更はございません。

最後に、なお書きでございますが、今後の感染状況を踏まえまして、必要に応じて活動方針の変更、見直しを行うというところも、変更はございません。

案の説明につきましては以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 なければ、委員の皆様から御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでございますので、ただいまの本案件につきましては、9月議会後の活動については、ただいま説明したとおりとすることで

異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(8)その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。ありませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 事務局から何かございますか。事務局長。

○増田事務局長 1点だけ確認したいんですけども、(5)と(7)、要は9月議会中の定例会の対応と9月議会後に関わるんですけども、全協、9月以降も行われますけれども、執行部の出席については、感染状況それぞれにらみながらですけども、当然、来月の全協については今月開催のように最小限、要はソーシャルディスタンスを取ったような形で、執行部についても出席をいただく、要はこれまでどおり、当面の間は変更なしということによろしいかどうか、お諮りいただければというふうに思います。

○相馬委員長 分かりました。

今、事務局長からのお話があったとおり、全員協議会についても、これまでどおりコロナ対策として、これまでどおりの対応をしていくということについて、皆様から御意見がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 なければ、これまでどおり、全員協議会も、執行部の出席に対応、今月までですね、これまでの全員協議会と同様の対応をお願いしていくということで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 それでは、そのように取り扱います。

局長、それで大丈夫でしょうか。

○増田事務局長 はい、了解です。

○相馬委員長 お願いいたします。

そのほか、事務局から。

〔「今のでもう一つなんですけれども」と
言う人あり〕

○相馬委員長 課長。

○小平議事課長 協議事項の通告制も確認してもら
えればと思うんですけれども。

○相馬委員長 全員協議会での協議事項の通告制と
いうことでよろしいですか。

○小平議事課長 はい。前回やったかと思うんです
けれども。

○相馬委員長 今、課長からありました全協での協
議事項の事前通告制でございますが、これにつ
いて皆様から御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、これについても、これま
でどおり通告制で行っていくということで異議ご
ざいせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは異議ないものと認め、その
ように取り扱います。

課長、よろしいでしょうか。

○小平議事課長 ありがとうございます。

○相馬委員長 ほかに事務局からございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○相馬委員長 大丈夫ですね、もうありませんね。

それでは、本日の議会運営委員会を閉会したい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、以上で本日の議会運営委
員会を閉会にいたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午前11時49分

◇
◎散会の宣告